



マイナンバー（通知カード）の配達状況について

平成27年10月5日からマイナンバー（社会保障・税番号）制度がスタートしたことに伴い、亀山市では11月16日から住民票のある住所地にマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」を順次発送しています。

「通知カード」は、委託機関の地方公共団体情報システム機構から全国各地の郵便局に順次発送されることから、各市町村によって「通知カード」の発送日が異なります。本市では11月16日から12月10日頃にかけて、住民票を有する住所に世帯単位に簡易書留で順次配達されており、亀山郵便局によりますと、11月25日（水）時点で、配達状況は60パーセントであるとのことでした。また、現在のところ問題なく配達されているとのことでした。

一方、本市ではマイナンバーについて、一日30件ほどの問い合わせがありますが、内容は、「いつ届くのか」「届いたけれどどうすればよいか」というものです。市民の皆さんに混乱や誤解が生じませんよう、一件ずつ丁寧にお答えしているところです。

「通知カード」は、今後さまざまな場面で利用する機会が増えるため、大切に保管していただく旨を周知するとともに、希望者には平成28年1月以降、「個人番号カード」の交付ができるため、申請する方法をご案内させていただきたいと考えています。